



<p><b>五 交通誘導警備業務</b> (高速自動車国道 (高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第 七十九号) 第四条第一項に規定する高速自 動車国道をいう。) 又は自動車専用道路 (道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第四十八条の四に規定する自動車専用道路 をいう。)において行うものに限る。)</p> <p><b>六 交通誘導警備業務</b> (道路又は交通の状 況により、都道府県公安委員会 (以下「公 安委員会」という。) が道路における危険 を防止するため必要と認めるものに限る。)</p> <p><b>七 核燃料物質等危険物運搬警備業務</b> (防 護対象特定核燃料物質に係るものに限る。)</p>	<p>交通誘導警備業務に係る 一級検定合格警備員又は 二級検定合格警備員</p> <p>交通誘導警備業務に係る 一級検定合格警備員又は 二級検定合格警備員</p> <p>交通誘導警備業務に係る 一級検定合格警備員又は 二級検定合格警備員</p>	<p>交通誘導警備業務を行う 場所ごとに、一人以上</p> <p>交通誘導警備業務を行う 場所ごとに、一人以上</p> <p>交通誘導警備業務を行う 場所ごとに、一人以上</p>	<p>これらの区域ごとに、一 人以上</p> <p>これらの区域ごとに、一 人以上</p> <p>これらの区域ごとに、一 人以上</p>
<p><b>八 貴重品運搬警備業務</b> (現金に係るもの に限る。)</p>	<p><b>九 備考</b></p> <p>一 この表の一の項の1の下欄の空港保安警備業務を行なう場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査 (以下「手荷物等検査」という。) に用いられる金属探知機、エックス線透視装置その他の機械器具 (以下「手荷物等検査用機械器具」という。) の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。</p> <p>二 この表の四の項の1及び2の下欄の区域を特定するに当たっては、雑踏警備業務を行なう場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。</p> <p>(合格証明書の携帯等)</p>	<p>貴重品運搬警備業務に係 る一級検定合格警備員又 は二級検定合格警備員</p> <p>検定合格警備員</p> <p>貴重品運搬警備業務に係 る一級検定合格警備員又 は二級検定合格警備員</p>	<p>防護対象特定核燃料物質 運搬車両 (この項の1の 下欄の車両を除く。) ご とに、一人以上</p> <p>現金を運搬する車両ごと に、一人以上</p>
<p><b>第三条 警備業者は、前条の表の上欄に掲げる警備業務を行うときは、検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員に、当該警備業務の種別に係る合格証明書を携帯させ、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。</b></p> <p>(検定の区分)</p>	<p>講習会 (法第二十三条第三項の講習会をいう。以下同じ。) の課程を修了した者について は、当該講習会に係る警備業務の種別に係る学科試験及び実技試験の全部を免除する。</p> <p>前項に規定する者は、検定に合格した者とみなす。</p>	<p>交通誘導警備業務に係る 一級検定合格警備員又は 二級検定合格警備員</p>	<p>これらの区域ごとに、一 人以上</p>
<p><b>第四条 法第二十三条第一項の規定による検定</b> (以下「検定」という。) は、第一条各号に掲げる (試験の免除)</p>	<p>の課程を修了した者について は、当該講習会に係る警備業務ごとに、それぞれ一級及び二級に区分して行う。</p>	<p>交通誘導警備業務に係る 一級検定合格警備員又は 二級検定合格警備員</p>	<p>これらの区域ごとに、一 人以上</p>

### (学科試験等の科目等)

**第六条** 一級の検定の学科試験及び実技試験の科目及び判定の基準は別表第一に定めるとおりとし、二級の検定の学科試験及び実技試験の科目及び判定の基準は別表第二に定めるとおりとする。

3 2  
字学語騒に折<sup>レ</sup>の筆語騒<sup>レ</sup>又は電子上計算機その他の機器を併用してし、その合格基準は九十パーセント以上とする。  
実支試験は、公安委員会の指定を受<sup>ト</sup>た警察職員が行うものとする。

4 実技試験の採点は別表第一及び別表第二に定める能力について減点式採点法により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であることとする。

(公示)

次に掲げる事項のすべてを公示するものとする。

## 二 ひ級 受検手続に関する事項

(受検資格)

一 檢定を受けようとする警備業務の種別について二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後 当該種別の警備業務に従事した期間が一

二 公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者  
(令第110号の三規定)

**第九条** 検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という）は、その住所地又はその者が勤務する場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に、別記様式第一

2 前項の検定申請書は、検定申請者の住所地を管轄する公安委員会に提出する場合にあつては当該前三日申請者の住所地の新舊署名を記入して、後三日申請者が捺印せらる場合はこれに

者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に提出する場合にあっては当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、提出しなければならない。

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、検定申請者の住所地を管轄する公安委員会とその者が警備員である場合における者が属する営業所の所在

此の名号に持てを書口の上記しておがを  
添付することを要しない。

二 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会  
ることを説明する書面  
その者が当該営業所に属す

第一回の材料は語彙にして、その内容に持つべき言葉の一貫性を保つなければならない。

二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートルとを疎明する書面

二葉 ル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの



十五 講習会以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。  
 (業務規程の記載事項)

終業

		法令に関すること。
乗客等の接遇に 関すること。	乗客等の接遇に 関すること。	乗客等の接遇に 関すること。
乗客等の接遇に 関すること。	手荷物等検査に 関すること。	手荷物等検査に 関すること。
乗客等の接遇に 関すること。	空港に関するこ と。	空港に関するこ と。
乗客等の接遇に 関すること。	航空の危険を生 じさせるおそれ のある物件及び 不審者を発見し た場合における 応急の措置に関 すること。	航空の危険を生 じさせるおそれ のある物件及び 不審者を発見し た場合における 応急の措置に関 すること。
2 1 乗客等の接遇を行 う高度に専門的な能 力を有すること。	3 護身用具の使用方 法その他の護身の方 法に関する高度に専門 的な知識を有すること。 4 その他応急の措 置を行うため必要な事 項に関する高度に専門的 な知識を有すること。	1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に する高度に専門的な知識を有すること。 2 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、航空機の強取等 の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）、外交関係に 関するウイーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に 関する高度に専門的な知識を有すること。 3 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知 識を有すること。 4 英語に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれの ある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する ため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。



交 通 誘 導 警 導 備 業 務			雜踏警備業務の管理に関するこ と。
驗 試 科 學	驗 試 技 実		
車両等の誘導に関すること。	雜踏の整理に関する事項。	雜踏警備業務の管理に関する事項。	2 人の誘導その他の雜踏の整理を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 1 雜踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情に関する事前調査を行ったため必要な業務の管理に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 その他雜踏警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
法令に関すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 さく、赤色灯その他の交通誘導警備業務を実施するために使用する各種資機材（以下「交通誘導警備業務用資機材」という。）の関連すること。	1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。

核 燃 料 物 質 等 危 険 物 品 陰 運			交通誘導警備業務の管理に関する事項。
驗 試 科 學	驗 試 技 実		
警備業務に関する事項。	1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情に関する事前調査を行ったため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情に関する事前調査を行ったため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
車両等の誘導に関する事項。	1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情を勘案して、交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務を実施することが交通の妨害とならないようにするため必要な業務の管理を行う高 度に専門的な能力を有すること。 2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情に関する事前調査を行ったため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。

					法令に関すること。
					1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。
					2 核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。
					3 その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。
					4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
					5 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
					核燃料物質等危険物に関すること。
					車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
					1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。
					2 核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識を有すること。
					3 他の関係者（以下「指令業務担当者等」という。）への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
					4 運搬中において、当該警備業務の実施に関し指令業務を行う者における交通の状況その他の核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
					1 サーベイメータ、フィルムバッジ、ポケット線量計その他の放射線量の測定に使用する機械器具（以下「放射線量測定用機械器具」という。）の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
					2 ロープ、消火器、吸収材その他の事故の発生時ににおける放射線障害等の災害を防止するために使用する資機材（以下「放射線障害等防止用資機材」という。）の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
					3 事故の発生時ににおける警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
					4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。
					5 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
					核燃料物質等危険物に関すること。
					核燃料物質等危険物の管理に関すること。
					核燃料物質等危険物運搬警備業の管理に関すること。
					核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

貴重品運搬警備業務		科学試験		実技試験	
車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。		核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。		1. 伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。 2. 運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。	
業務を実施するためには、車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」といふ。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	法令に関すること。	警備業務に関する基本的な事項と。	警備業務に関する基本的な事項と。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 道路交通法その他の貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。 2 放射線量測定用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。 3 放射線障害等防止用資機材の点検を行う高度に専門的な能力を有すること。 4 放射線障害等防止用資機材を使用する高度に専門的な能力を有すること。 5 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。 6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。 7 その他の事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。
貴重品運搬警備業務を実施するためには、車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」といふ。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	法令に関すること。	警備業務に関する基本的な事項と。	警備業務に関する基本的な事項と。	1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 警備業務用車両の装置及び操作方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 車両による伴走を行なうため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。

別種 別表第二 (第六条関係)			実験試技実験		貴重品運搬警備 業務の管理に關すること。	貴重品の見張りに關すること。
	分区驗試	科日	貴重品運搬警備 業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	貴重品運搬警備 業務の管理に關すること。		
			貴重品運搬警備 業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	貴重品運搬警備 業務の管理に關すること。	1 貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。 2 貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力を有すること。 3 運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。 4 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。 5 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。 6 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。 7 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。 8 その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	5 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 6 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。
	判定の基準		運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。		1 貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。 2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。 3 その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	1 貴重品の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確に行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 その他貴重品運搬警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 6 運搬中における指揮業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。 7 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。 8 その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。

空港保安業務に関する基本的な事項		警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。
技 実	警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。
乗客等の接遇に 関すること。	1 法令に関すること。 2 手荷物等検査に関すること。 3 空港に関すること。 4 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。 5 英会話をを行う専門的な能力を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウイーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 3 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 4 英語に関する専門的な知識を有すること。 5 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識を有すること。 6 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 7 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 8 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。 9 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 10 空港の施設及び管理に関する専門的な知識を有すること。 11 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的な知識を有すること。 12 警察署、地方出入国在留管理局の出張所、税關支署その他の関係行政機関の業務に関する専門的な知識を有すること。
2 1	2 1	2 1

務業備警施設			験試		
験試科学			手荷物等検査に 関すること。		
警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急措置に関すること。	1 手荷物等検査用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。 2 手荷物等検査用機械器具を調整する専門的な能力を有すること。 3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力を有すること。 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する専門的な能力を有すること。	1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警備機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力を有すること。 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 4 その他応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。 2 事故の発生時における警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。 3 施設警備業務用機器の故障又は不調の場合におけるべき措置を行いう専門的な能力を有すること。	1 出入管理を行う専門的な能力を有すること。 2 巡回を行う専門的な能力を有すること。 3 施設警備業務用機器を操作する専門的な能力を有すること。 4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。
警備業務対象施設における保安に関すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 消防法 銃砲刀剣類所持等取締法その他施設警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 3 出入管理の方法に関する専門的な知識を有すること。 4 巡回の方法に関する専門的な知識を有すること。 5 施設警備業務用機器に関する専門的な知識を有すること。	1 法令に関すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。 2 事故の発生時における警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。 3 施設警備業務用機器の故障又は不調の場合におけるべき措置を行いう専門的な能力を有すること。
警備業務対象施設における保安に関すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合における応急の措置に関する専門的な知識を有すること。 2 事故の発生時における警備機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。 3 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。 5 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 法令に関すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。 2 事故の発生時における警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。 3 施設警備業務用機器の故障又は不調の場合におけるべき措置を行いう専門的な能力を有すること。

務業備警踏雑			験試技実		
験試科学			警備業務対象施設における保安に関すること。		
人の雜踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合におけるべき措置に関する専門的な知識を有すること。 2 事故の発生時における警備機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 3 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	1 法令に関すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。 2 事故の発生時における警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。 3 施設警備業務用機器の故障又は不調の場合におけるべき措置を行いう専門的な能力を有すること。
人の雜踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	1 事故の発生時における警備機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 2 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 3 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	1 法令に関すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 2 護身用具の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。 2 事故の発生時における警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。 3 施設警備業務用機器の故障又は不調の場合におけるべき措置を行いう専門的な能力を有すること。

質 物 料 燃 核	業 備 警 導 誘 通 交務						
驗 試 科 学	驗 試 技 実						驗 試 科 学
警備業務に関する基本的な事項	工事現場その他の人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	車両等の誘導に関すること。	工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	車両等の誘導に関すること。	法令に関すること。	法令に関すること。	警備業務に関する基本的な事項
1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	1 交通事故の発生時ににおける負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	1 交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。
2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	2 交通事故の発生時ににおける負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う専門的な能力を有すること。	2 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	2 人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導をする専門的な知識を有すること。	2 道路交通法その他の交通誘導警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	2 人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導をする専門的な知識を有すること。	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	4 その他の事故の発生時における応急の措置を行なう専門的な能力を有すること。

務業備警搬運物危險等

貴重品運搬警備業務		科学試験	等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盜難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	法令に関すること。	警備業務に関する基本的な事項	放射線量測定用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。 放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力を有すること。 放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力を有すること。
1 事故の発生時における警察機関との連絡を行った場合における応急の措置に関する専門的な知識を有すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 道路交通法その他貴重品運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。 2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	4 放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力を有すること。 5 事故の発生時における警察機関との連絡を行う専門的な能力を有すること。 6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 7 その他事故の発生時における応急の措置を行った場合における応急の措置に関する専門的な知識を有すること。
3 その他事故の発生時における応急の措置を行った場合における応急の措置に関する専門的な知識を有すること。	1 貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する専門的な知識を有すること。 2 貴重品運搬警備業務用車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。 3 車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 4 運搬中ににおける周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 5 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 6 運搬中ににおける指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	1 貴重品運搬警備業務に関する専門的な知識を有すること。 2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	2 放射線量測定用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。 3 放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力を有すること。 4 放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力を有すること。

別表第三（第十七条関係）				実技試験	
空港業務業警備安				別種	
習講科学				分区	講習
警備業務の実施に関すること。	法令に関すること。	科目	講習事項	運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急措置に関すること。	貴重品運搬警備に車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識 2 英語に関する高度に専門的な知識	1 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識 2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウイーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識 2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 3 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。 2 貴重品運搬警備業務用車両を操作する専門的な能力を有すること。 3 運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力を有すること。 4 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う専門的な能力を有すること。 5 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力を有すること。	1 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	
1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識 2 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識 3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識 4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識	限時四	限時一	限時一	限時二	間時習講

習講技実							
航空の危険	警備業務の実施に関すること。	航空の危険	航空の危険	航空の危険	航空の危険	航空の危険	航空の危険
1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置	1 手荷物等検査用機械器具を調整する高度に専門的な能力 2 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力 3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせることを防止する高度に専門的な能力	1 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力 2 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力 3 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせることを防止する高度に専門的な能力	1 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力 2 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力 3 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせることを防止する高度に専門的な能力				
4 その他応急の措置を行う高度に専門的な能力	1 警備業務の実施に関すること。 2 英会話を行う高度に専門的な能力	1 警備業務の実施に関すること。 2 英会話を行う高度に専門的な能力	1 警備業務の実施に関すること。 2 英会話を行う高度に専門的な能力	1 警備業務の実施に関すること。 2 英会話を行う高度に専門的な能力	1 警備業務の実施に関すること。 2 英会話を行う高度に専門的な能力	1 警備業務の実施に関すること。 2 英会話を行う高度に専門的な能力	1 警備業務の実施に関すること。 2 英会話を行う高度に専門的な能力
限時一	限時二	限時四	限時一	限時一	限時二	限時一	限時一

習講技実		習講科学					
警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における	警備業務の実施に関すること。	警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
1 警備業務の実施に関すること。 2 不審者又は不審な物件を発見した場合におけるべき措置に関する高度に専門的な知識	1 出入管理の方法に関する高度に専門的な知識 2 巡回の方法に関する高度に専門的な知識 3 施設警備業務用機器に関する高度に専門的な知識 4 施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識	1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識 2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識 3 施設警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の実施に関する高度に専門的な知識 4 施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識	1 警備業務実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識 2 消防法、銃砲刀剣類所持等取締法その他の施設警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識 2 消防法、銃砲刀剣類所持等取締法その他の施設警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識 2 消防法、銃砲刀剣類所持等取締法その他の施設警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識 2 消防法、銃砲刀剣類所持等取締法その他の施設警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識 2 消防法、銃砲刀剣類所持等取締法その他の施設警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識
限時一	限時二	限時二	限時一	限時二	限時一	限時一	限時一

				務業備警踏雜			
習講技実		習講科学					
人の雑踏する場所における事故が発生した場合における応急の措置を行う高度に専門的な能力	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	法令に関すること。	る応急の措置に関すること。
1 事故の発生時における負傷者の救護を行う高度に専門的な能力	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	3 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力
2 事故の発生時における負傷者の救護を行う高度に専門的な能力	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	2 軽犯罪法、道路交通法その他雜踏警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	4 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力
限時一	限時二	限時二	限時一	限時二	限時二	限時一	5 その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力

交 通 誘 導 指 導 備 警 業 動		科 學 講 講 習		實 事 技 講 習	
急の措置に關すること。	法令に関すること。	習講科学	習講技実	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。
警備業務の実施に関すること。	法令に関すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識 2 道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識 2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	1 交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、その周囲における交通の規制の状況その他の事情に関する事前調査を行ったため必要な事項に関する高度に専門的な知識 2 その他交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務を実施することが交通の妨害とならないようにするため必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識	1 交通事故における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識 2 事故の発生時に係る道路及び道路における危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	限時一	限時二	限時一	限時二
限時二	限時二	限時一	限時二	限時一	限時二

核 物 質 等 危 害 物 品 運 動 搬 備 警 備 業 務		科 學 讲 講 習		工 事 現 場 そ の 他 人 又 は 車 両 の 通 行 に 危 険 の あ る 場 所 に お ける 負 傷 等 の 事 故 が 発 生 し た 場 合 に お ける 応 急 の 措 置 に 関 す る こ と。	
警 備 業 務 の 実 施 に 關 す る こ と。		法 令 に 關 す る こ と。		工 事 現 場 そ の 他 人 又 は 車 両 の 通 行 に 危 険 の あ る 場 所 に お ける 負 傷 等 の 事 故 が 発 生 し た 場 合 に お ける 応 急 の 措 置 に 関 す る こ と。	
限 時 一	限 時 一	限 時 一	限 時 一	限 時 一	限 時 一
1 伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識	1 核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識	1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識	1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力	1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力
2 車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	2 核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識	2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識	2 事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力	2 事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う高度に専門的な能力
3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識			3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力
4 運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識				4 その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力	4 その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力

重 品 運 品 搬 警 備 業 務	習 講 科 学	習 講 技 実	核 燃 料 物 質 等 危 険 物 に 係 る 盗 難 等 の 事 故 が 発 生 し た 場 合 に お け る 応 急 の 措 置 に 関 す る こ と。	警 備 業 務 の � 實 施 に 関 す る こ と。
法 令 に 関 す る こ と。	習 講 科 学	習 講 技 実	核 燃 料 物 質 等 危 険 物 に 係 る 盗 難 等 の 事 故 が 発 生 し た 場 合 に お け る 応 急 の 措 置 に 関 す る こ と。	核 燃 料 物 質 等 危 険 物 に 係 る 盗 難 等 の 事 故 が 発 生 し た 場 合 に お け る 応 急 の 措 置 に 関 す る こ と。
1 法 そ の 他 警 備 業 務 の 実 施 の 適 正 を 確 保 す る た め 必 要 な 法 令 に 関 す る 高 度 に 専 門 的 な 知 識 2 道 路 交 通 法 そ の 他 貴 重 品 運 搬 警 備 業 務 の 実 施 に 必 要 な 法 令 に 関 す る 高 度 に 専 門 的 な 知 識	法 令 に 関 す る こ と。	1 放 射 線 量 測 定 用 機 械 器 具 の 点 檢 及 び 修 理 を 行 う 高 度 に 専 門 的 な 能 力 2 放 射 線 量 測 定 用 機 械 器 具 を 操 作 す る 高 度 に 専 門 的 な 能 力 3 放 射 線 障 害 等 防 止 用 資 機 材 の 点 檢 を 行 う 高 度 に 専 門 的 な 能 力 4 放 射 線 障 害 等 防 止 用 資 機 材 を 使 用 す る 高 度 に 専 門 的 な 能 力 5 事 故 の 発 生 時 に お け る 警 察 機 関 そ の 他 の 関 係 機 関 へ の 連 絡 を 行 う 高 度 に 専 門 的 な 能 力 6 護 身 用 具 の 使 用 方 法 そ の 他 の 護 身 の 方 法 に 關 す る 高 度 に 専 門 的 な 能 力 7 そ の 他 事 故 の 発 生 時 に お け る 応 急 の 措 置 を 行 う 高 度 に 専 門 的 な 能 力	1 放 射 線 量 測 定 用 機 械 器 具 の 構 造 、 機 能 、 操 作 方 法 及 び 管 理 方 法 に 関 す る 高 度 に 専 門 的 な 知 識 2 放 射 線 障 害 等 防 止 用 資 機 材 の 機 能 、 使 用 方 法 及 び 管 理 方 法 に 関 す る 高 度 に 専 門 的 な 知 識 3 事 故 の 発 生 時 に お け る 警 察 機 関 そ の 他 の 関 係 機 関 へ の 連 絡 を 行 う た め 必 要 な 事 項 に 關 す る 高 度 に 専 門 的 な 知 識 4 護 身 用 具 の 使 用 方 法 そ の 他 の 護 身 の 方 法 に 關 す る 高 度 に 専 門 的 な 知 識 5 そ の 他 事 故 の 発 生 時 に お け る 応 急 の 措 置 を 行 う た め 必 要 な 事 項 に 關 す る 高 度 に 専 門 的 な 知 識	1 核 燃 料 物 質 等 危 険 物 の 運 搬 の 経 路 に 係 る 道 路 の 構 造 、 道 路 に お け る 交 通 の 状 況 そ の 他 核 燃 料 物 質 等 危 険 物 運 搬 警 備 業 務 の 実 施 に 必 要 な 事 情 を 勘 案 す る た め 、 当 該 業 務 の 能 率 的 か つ 安 全 な 実 施 に 必 要 な 業 務 の 管 理 を 行 う 高 度 に 専 門 的 な 能 力

習 講 技 実 、金、貴 有価証 券 運搬中の現	警備業務の 実施に関する こと。	運搬中の現 金、貴金属 、有価証券 等の貴重品 に係る盗難 等の事故が 発生した場 合における 応急の措置 に関するこ と。	警備業務の実施に関する高度に専門的な知識		
			1 貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力	2 貴重品運搬警備業務用車両を操作する高度に専門的な能力	3 運搬中における周囲の見張りを行う高度に専門的な能力
1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行 う高度に専門的な能力	2 貴重品運搬警備業務用車両の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況	3 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う高度に専門的な能力	4 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	5 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識	6 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識
限 時 一	限 時 二	限 時 二	限 時 一	限 時 二	限 時 二

別表第四（第十七条関係）			備考	この表において、一時限は、五十分とする。		
科目	講習事項	法令に関する事項	合における 応急の措置 に関するこ と。	等の貴重品 に係る盗難 等の事故が 発生した場 合における 応急の措置 に関するこ と。	2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力 3 その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力	
務業備警安保港空	別 種					
習 講 科 学	分 区 習 講					
警備業務の実施に関するこ と。	警備業務の実 施に関するこ と。	1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識 2 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する専門的な知識 3 英語に関する専門的な知識 4 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識 5 その他の手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識 2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウイーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識 2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウイーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識 2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウイーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	
1 警察署、地方出入国在留管理局の出張所、税關支署その他の関係行政機関の業務に関する専門的な知識	限 時 一	限 時 六	限 時 一	限 時 一	限 時 二	間 時 習 講

務業備警設施		習講科学		習講技実		航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者そのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	
警備業務の実施に関すること。		法令に関すること。		警備業務の実施に関すること。		1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者そのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	
4 3 2 1 出入管理の方法に関する専門的な知識	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識	1 警備員の資質の向上に関する専門的な知識	法令に関すること。	1 手荷物等検査用機械器具を調整する専門的な能力 2 手荷物等検査用機械器具を操作する専門的な能力 3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関との連絡を行う専門的な能力	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件を発見した場合における旅客等の接遇を行う専門的な能力	1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する専門的な知識	1 発見した場合における警備業務実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識
4 3 2 1 施設警備業務用機器に関する専門的な知識	巡回の方法に関する専門的な知識	1 消防法、銃砲刀剣類所持等取締法その他の施設警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	法令に関すること。	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件を発見した場合における応急の措置を行う専門的な能力	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件を発見した場合における旅客等の接遇を行う専門的な能力	1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する専門的な知識	1 発見した場合における警備業務実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識
限時三	限時一	限時一	限時一	限時一	限時六	限時一	限時一

務業備警踏雑		習講科学		習講技実		警備業務対象の破壊等に関すること。	
警備業務の実施に関すること。		法令に関すること。		警備業務対象の破壊等に関すること。		1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する専門的な知識	
人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	警備業務の実施に関すること。	法令に関すること。	警備業務対象の破壊等に関すること。	警備業務対象の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う専門的な能力	1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う専門的な能力
4 事項に関する専門的な知識	4 その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	1 雜踏警備業務用機材の使用方法に関する専門的な知識	1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識	1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う専門的な能力	1 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う専門的な能力
4 事項に関する専門的な知識	4 その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	2 人の誘導その他の雑踏の整理を行う専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識	2 軽犯罪法、道路交通法その他の警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	2 事故の発生時ににおける負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力	2 事故の発生時ににおける負傷者の救護及び警備業務対象施設における危険の防止のための措置を行う専門的な能力
限時二	限時三	限時一	限時一	限時二	限時三	限時二	限時二

		務業備警導誘通交			
習講技実		習講科学		習講技実	
工事現場その他の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生する能力	工事現場その他の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生する能力	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	法令に関すること。	人の難踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
1 他人又は車両の通行による危険の防止のための措置を行う専門的な能力	1 交通事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う専門的な能力	1 交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識	1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な能力	1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力
2 事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う専門的な能力	2 事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止のための措置を行う専門的な能力	2 人又は車両に対する合図その他の人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識	2 令に関する専門的な知識	2 事故の発生時における負傷者の救護を行う専門的な能力
3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力
限時二	限時三	限時二	限時三	限時一	限時二

		務業備警搬運物陰等質物料核			
		習講科学			
工事現場その他の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生する能力	核燃料物質等の危険物に係る危険物に関すること。	警備業務の実施に関すること。	法令に関すること。	法令に関すること。	した場合における応急の措置に関すること。
1 交通誘導警備業務用資機材を使用して人又は車両の誘導を行う専門的な能力	1 核燃料物質等危険物の性質に関する専門的な知識	1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識	4 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力
2 人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車両の誘導を行う専門的な能力	2 車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識	2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識	2 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	2 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識	4 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力
3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識	3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識	3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識	3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識	4 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力
4 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識	4 運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	4 運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	4 運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	4 運搬中において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	4 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力
5 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識	5 放射線測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識	5 放射線測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識	5 放射線測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識	5 放射線測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識	5 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識
限時二	限時二	限時一	限時一	限時一	

重 品 運 品 運 品 搬 警 備 業 務		習 科 學		實 技 講 習	
運搬中の現金 、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急	警備業務の実施に関すること。	警備業務の実施に関すること。	法令に関すること。	核燃料物質等の危険物に係る盜難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	警備業務の実施に関すること。
3 その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識	1 事故の発生時における警備業務の実施に関する専門的な知識	1 貴重品運搬警備業務用車両の装置及び操作方法に関する専門的な知識	1 法その他の警備業務の実施の適正を確保するため必要な法	1 放射線量測定用機械器具の点検及び修理を行う専門的な能力	1 伴走に使用する車両の点検及び修理を行う専門的な能力
2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力	2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	2 護備員の資質の向上に関する専門的な知識	2 放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力	2 運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力	2 運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力
3 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識	3 車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識	3 その対策に関する専門的な知識	3 交通事故の発生時における警備業務の実施に関する専門的な知識	3 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	3 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識
4 運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識	4 車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識	4 その対策に関する専門的な知識	4 放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力	4 事故の発生時における警察機関等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	4 放射線障害等防止用資機材を使用する専門的な能力
5 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識	5 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識	5 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	5 事故の発生時における警察機関等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	5 事故の発生時における警察機関等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	5 事故の発生時における警察機関等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識
6 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	6 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識	6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識	6 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識
限時二	限時三	限時一	限時一	限時二	限時三

備考		習講技実	
この表において、一時限は、五十分とする。		の措置に関すること。	
運搬中の現金 、貴金属、有 価証券等の貴 重品に係る盜 難等の事故が 発生した場合 における応急 の措置に関する こと。	運搬中の現金	<p>1 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力</p> <p>2 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力</p> <p>3 その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力</p>	<p>1 貴重品運搬警備業務用車両の点検及び修理を行う専門的な能力</p> <p>2 貴重品運搬警備業務用車両を操作する専門的な能力</p> <p>3 運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力</p> <p>4 運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りを行う専門的な能力</p> <p>5 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力</p>
限時二	限時三		

級検定合格警備員」と、同表の三の項の1中「一級検定合格警備員」とあるのは「一級検定合格警備員又は常駐警備に係る旧一級検定合格警備員」と、同項の2中「又は二級検定合格警備員」とあるのは「若しくは二級検定合格警備員又は常駐警備に係る旧一級検定合格警備員若しくは旧二級検定合格警備員」と、同表の四の項の中欄中「又は二級検定合格警備員」とあるのは「若しくは二級検定合格警備員又は旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定合格警備員若しくは旧二級検定合格警備員」と、同表の五の項の中欄中「又は二級検定合格警備員」とあるのは「若しくは二級検定合格警備員又は交通誘導警備に係る旧一級検定合格警備員若しくは旧二級検定合格警備員」と、同表の六の項の1中「一級検定合格警備員」とあるのは「一級検定合格警備員又は旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧一級検定合格警備員」と、同項の2中「又は二級検定合格警備員」とあるのは「若しくは二級検定合格警備員又は核燃料物質等運搬警備に係る旧一級検定合格警備員若しくは旧二級検定合格警備員」と、同表の七の中欄中「又は二級検定合格警備員」とあるのは「若しくは二級検定合格警備員又は旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備に係る旧一級検定合格警備員若しくは旧二級検定合格警備員」とする。

**第五条** 第三条の規定の適用については、この規則の施行の日から六月を経過する日までの間に同条中「合格証明書」とあるのは、「合格証明書又は警備員等の検定等」に関する規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号）第八条に規定する合格証」とする。

う審査（以下「検定合格者審査」という。）は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者について行うものとする。

一 空港保安警備業務に係る一級の検定合格者審査 附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下この条及び次条において「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下この条において「旧一級検定」という。）に合格した者

二 空港保安警備業務に係る二級の検定合格者審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定

三 施設警備業務に係る一級の検定合格者審査　旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下この条において「旧二級検定」という。）に合格した者

四 施設警備業務に係る二級の検定合格者審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

五 交通誘導警備業務に係る一級の検定合格者審査 旧規則第一條第一項の表に規定する交通誘導警備(次号において「交通誘導警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者

七 檢定に合格した者  
核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の検定合格者審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備(次号において「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧規定期に於ける

八 一級検定に合格した者  
核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の検定合格者審査  
核燃料物質等運搬警備に係る一級検定又は旧二級検定に合格した者

九 貴重品運搬警備業務に係る一級の検定合格者審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者十 貴重品軍般警備業務に係る二級の検定合格者審査 貴重品軍般警備に係る旧一級検定又は旧

二級検定に合格した者



転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運輸代理業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

#### 附 則（令和元年八月三〇日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和元年一〇月二十四日国家公安委員会規則第八号）抄

#### （施行期日）

- この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和二年一一月二八日国家公安委員会規則第一三号）

#### （施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。  
2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 附 則（令和六年六月二七日国家公安委員会規則第九号）

#### （施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

- 第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。  
2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 別記様式第1号（第9条関係）



別記様式第2号（第10条関係）

受検票	
第 号	
写 真	住所 氏名
押出し	
スタンプ	
試験日時	
試験場所	
警備業務の種別及び検定の区分	
備考 試験日には、この受検票を持参してください。	
145	
95	

図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第3号  
(第11条関係)

別記様式第3号 (第11条関係) (令元公文規1・令元公文規3・令2公文規13・一部改正)

第 号
成 績 証 明 書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日 公安委員会が行った 警備業務に係る 級の検定において、警備員等の検定等に関する 規則第6条第2項及び第4項に定める合格基準に達する成績を得た者である ことを証明する。
年 月 日
公安委員会 団

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号  
(第12条関係)

別記様式第4号 (第12条関係) (令元公文規1・令元公文規3・令2公文規13・一部改正)

※ 資料区分	※ 受理警察署(署)
※ 受理番号	※ 受理年月日 年 月 日
※ 成績証明書交付公安委員会	※ 成績証明書の番号
※ 書換え年月日 年 月 日	

成 績 証 明 書 書 換え申 請 書

警備員等の検定等に関する規則第12条第1項の規定により成績証明書の書換えを申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ) 氏名	電話( )
住 所	明治大正昭和平成令和年 月 日
生年月日	1 2 3 4 5
本籍又は国籍	※
成績証明書の種別	空港保全警備施設警備施設警備道路警備交通警備核燃料物質等警戒品業務運送警備危険物運搬警備漏油業務
検定の区分	1級 2級
書換文年月日	昭和 平成 年 月 日
書換文年月日	成績証明書番号
書換え事項	新
書換えを申請する事由	

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号 (第12条関係) (令元公安規1・令元公安規3・令2公安規18・一部改正)

※ 資料区分	※ 受理年月日	(署)	
※ 受理番号	年	月	日
※ 成績証明書交付公安委員会	※ 成績証明書の番号		
※ 会	年	月	日

成績証明書再交付申請書  
警備員等の検定等に関する規則第12条第2項の規定により成績証明書の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)											
氏名											
住所		電話 ( ) - 月 番									
生年月日		明治大正昭和平成令和 年 月 日									
本籍又は国籍											
成績 証明 書	警備業務の種別	空港保	施設業	雜踏	交通機	核燃料物質等	貴重品				
		安警備	警備業	警備業	導警備	危険物運搬警	運搬警				
検定の区分		業務	務	務	務	務	務	務	務	務	務
文 件 付		昭和	年	月	日	平成	年	月	日	令和	年
再交付を申請する事由		被検証番号									

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で埋むこと。
- 3 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号 (第13条関係)

(表)

合 格 証 明 書		第 号
警備業務の種別及び検定の区分		54.0
氏名	( 年 月 日生 )	
年 月 日		公安委員会 [印]

(裏)

備考	

備考  
図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第7号(第14条関係) (令元公安規1・令元公安規3・令2公安規18・一部改正)

※ 資料区分	※ 受理番号	※ 受理年月	年	月	日
※ 合格証明書の番号	※ 検定年月	年	月	日	
※ 合格証明書交付公安委員会	※ 合格証明書交付年月日	年	月	日	

合 格 証 明 書 交 付 申 請 書

警備業法第23条第4項の規定により合格証明書の交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)	氏名	電話 ( ) - 一 番					
住 所	生年月日	明治大正昭和平成令和年月日					
本籍又は国籍	※						
交付を受けようとする警備業務の種別	空港保全業務	施設警備業務	設備警備業務	道路警備業務	交通警備業務	核燃料物質等輸送警備業務	貴重品危険物運搬警備業務
合 格 証 明 書 の 交 付 を 受 け よ う と す る 檢 定 の 区 分	1級	2級	※				
成績証明書を添付して申請しようとする者の記載欄							
交付を行った公安委員会の名称	公安委員会						
成績証明書の番号							
成績証明書の交付年月日	年	月	日				
講習会修了証明書を添付して申請しようとする者の記載欄							
交付を行った登録講習機関の名称							
講習会修了証明書の番号							
講習会修了証明書の交付年月日	年	月	日				

## 備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号(第15条関係)(令元公安規1・令元公安規3・令2公安規13・一部改正)

※ 資料区分	※ 受理警察	(署)
※ 受理番号	※ 受理年月	年 月 日
※ 合格証明書交付公安委員会	※ 合格証明書の番号	
※ 替換え年月日	年 月 日	

## 合格証明書 替換え申請書

警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第5項の規定により合格証明書の書き換えを申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ)												
氏 名												
住 所		電話 ( ) 一 番										
生 年 月 日		明治大正昭和平成令和 年 月 日 1 2 3 4 5										
本籍又は国籍		※										
合 格 の種別	空港 保施設 設施 雑務 路交通 通運 核燃料物質等 貨重品 警備業務 安全警備 警備業務 警備業務 連絡機 優良物運送業 連絡警備業務											
	※											
証 明 分	1級 2級											
	※											
書 交 付 年 月 日	昭和 年 月 日					合格証書番号						
書換え事項	新					旧						
書換えを申請する事由												

## 備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第9号(第15条関係)(令元公安規1・令元公安規3・令2公安規13・一部改正)

※ 資料区分	※ 受理警察	(署)
※ 受理番号	※ 受理年月	年 月 日
※ 合格証明書交付公安委員会	※ 合格証明書の番号	
※ 会		
※ 再交付年月日	年 月 日	

## 合格証明書再交付申請書

警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第6項の規定により合格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

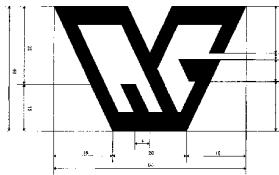
申請者の氏名

(フリガナ)											
氏 名											
住 所		電話 ( ) 一 番									
生 年 月 日		明治大正昭和平成令和 年 月 日 1 2 3 4 5									
本籍又は国籍											
合 格	警備業務の種別	空港保施設設施業務空港警備業務空港警備業務空港警備業務空港警備業務空港警備業務									
		空港警備業務空港警備業務空港警備業務空港警備業務空港警備業務空港警備業務									
証 明	検定の区分	1級					2級				
		昭和 年 月 日					合格証書番号				
書 交 付 申 請	年 月 日	再交付を申請する事由									

## 備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第16条関係）



## 備考

上図は、(A)を52ミリメートルとしたときの寸法比率である。

別記様式第11号（第17条関係）（令和元年政規3・令2公安部規13・一部改正）

第 号	
講習会修了証明書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
受講した講習会に係る警備業務の種別及び検定の区分	
上記の者は、警備業法第23条第3項の規定に基づく講習会の課程を修了した者であることを証明する。	
講習会の修了年月日 交 付 年 月 日	年 月 日 年 月 日
登録講習機関 (登録番号 第 号)	

## 備考

- 1 用紙は、洋紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。